

【会計・税制分野】

◆優秀

「所得税法 56 条についての一考察

—立法趣旨からみた今日の適用についての問題を中心として—

高橋 浩二（関東学院大学大学院法学研究科博士前期課程 鈴木峰陽税理士事務所）

---

所得税法56条（以下、「法56条」という。）は、制定されてから65年経過している。法56条は、シャープ勧告による提言を受けて、世帯単位課税から個人単位課税へと変更されたことに伴い、シャープ勧告が懸念していた「要領のよい納税者」に対する対策として規定された。

立法当時は、戦前の家族制度の影響もあり、また、農業等を家族で営む個人事業者が多かったため、個人企業における家族労働は、世帯主の事業と一体となっていたという時代背景があった。そのため、法56条は、そのような企業の実態を考慮し、「要領のよい納税者」が行う租税回避行為を防止するために制定された。

この立法措置により、生計を一にする親族に支払った給与等は、原則として、必要経費に算入できない。なぜならば、所得税法は個人単位課税を採用しているにもかかわらず、法56条は、租税回避行為を防止するために、部分的に世帯単位課税を採用しているためである。そのため、法56条は、通常は認められるべき支払った給与等の必要経費の算入を、生計を一にする親族に対する支払いに限って認めない。このことにより、家族従業員は、社会的にさまざまな制約を受けることとなる。

さらに、近年においては女性の社会進出が著しいため、妻税理士事件等のような、夫婦が互いに独立して事業を営み、さらに、その夫婦間で取引が行われる時代となった。現代社会においては、このような親族間取引は企業活動の一環として当然に行われている。しかし、判例においては、租税回避の意思が見られないこのような事例においても、法56条は適用されると判断している。

立法当時の国会においては、生計を一にする親族内に独立して別々に事業を行う親族の存在は認識されており、さらに、その親族は個人単位課税の対象とされていた。そして、その親族が互いに取引することについて、言及する発言は国会において見受けられなかった。即ち、法56条は、立法当時において、生計を一にする親族が、互いに独立した事業主として取引することを想定していなかった。

また、もし社会が近代化されれば、法56条の存在意義に問題があることは、立法当時の大蔵省においても認識されていた。なお、1961年（昭和36年）の衆議院予算委員会にお

いては、生計を一にする親族が独立して事業を営む場合における法 56 条の問題点について、既に認識されていた。

現代社会は、立法当時のような家族制度の名残をとどめた社会状況ではない。さらに、現代社会においては、家族内においても近代的個人主義が浸透している。また、女性のライフスタイルが多様化し、「夫婦のみの世帯」と「単身世帯」の割合が増加するなど、家族のあり方も立法当時と比較して大きく変化している。

即ち、法 56 条が前提としている社会状況は、現代社会と比較してあまりにも乖離している。そのため、法 56 条が採用する世帯単位課税制度は、社会の実態にそぐわない。近代的個人主義が発達した現代社会においては、親族間取引と第三者に対する取引等と区別する必要はもはやないと考える。

この制度のため、現代社会においては、親族の経済的な独立が阻害される等のさまざまな問題が生じている。この問題を解決するためには、法 56 条を直ちに廃止すべきである。なお、現代社会においては、適正対価の算定も可能であり、記帳等も義務化されている。そのため、法 56 条の廃止に伴う課題については、それぞれ対処が可能であり、実務上の問題もないと考える。